減免使用における確認項目

【減免使用の条件について】

□ 営利事業を行う団体等の減免利用は出来ません。

□ 熊本市に住所がある団体等や、次の団体が「練習」に利用する場合に限ります。

学校・専修学校（文化芸術の部活動を含む）
児童福祉施設
障害福祉サービス事業所等
文化芸術活動を行う団体等（政治活動、宗教活動または営利事業を行う団体等除く）

※許可を受けた目的以外の使用や使用者以外への使用権を第３者に譲渡・転貸は出来ません。
※レッスン・講習会での利用はできません。

□ 減免対象は施設使用料に限ります。その他の附属設備使用料や冷暖房料などは通常の料金となります。

□ 減免で使用できるのは、１回あたり１使用区分のみです。ただし、反射板・洋舞マットを使用する場合は、準備・片付けまでに大きく時間を要しますので、連続する２使用区分まで使用できます。

【使用の制限について】

□ 減免で使用できる附属設備
空調設備、ピアノ、上敷、洋舞マット、反射板、ボーダーライト、指揮台、譜面台、椅子、電源

□ 舞台上のみ使用可。（客席の使用は一切出来ません）

□ 使用時間には、舞台スタッフによる附属設備等の準備・撤去（バラシ）の時間を含みます。

□ 舞台スタッフは会館の附属設備の設置・撤去のみを行い、使用中に舞台・音響・照明などの操作は致しません。

□ 使用中に、舞台スタッフとの本番等にむけた舞台転換・照明、音響等に関する打合せ確認は、一切出来ません。

□ 使用日前の舞台スタッフとの打合せはありません。

【申請の受付期間について】

□ 減免使用する月の前々月の １ 日から１５日までを仮受付期間とし、減免対象月の使用許可が決定していない日又は使用時間区分のうちから、原則１使用時間区分を申請してください。（この間は、減免使用に関しては先着順ではありません）

□ １日から１５日までに、通常の使用申請が行われた場合は、その申請を優先します。

□ 重複があり、調整に必要な減免申請の方だけが１６日（１６日が休館日の場合翌日）の１０時から調整会議に参加いただき、決定します。
調整の必要な方・不要な方に関わらず、１５日の 17 時以降にご連絡いたします。

□ １６日の調整会議終了後は、随時（先着順）減免申請を受け付けます。

【申請について】

□ 申請は、日程の確定後１週間以内に必ず行ってください。

□ 申請の際、次のものが必要となります。

- 減免対象であることを証明するもの（会則、チラシ、その他）
- 使用料

□ 使用される附属設備は申請時にお申出ください。

その他、ご不明な点は事前にお問合せください。

熊本市健軍文化ホール　電話：096-368-1221